

低所得世帯支援給付金（追加給付金）のご案内

支給対象者

令和5年12月1日（基準日）において留寿都村に住民登録がされており、令和5年度市町村民税均等割が課されていない世帯

※「こども加算」対象者

給付対象者のうち、18歳以下（平成17年4月2日以降生まれ）の児童を扶養している世帯

支給額

1世帯あたり7万円

※「こども加算」支給額

支給対象者が扶養している18歳以下（平成17年4月2日以降生まれ）の児童1人あたり5万円を加算



申請手続

支給対象者に対し、令和6年2月22日付けで「低所得世帯支援給付金（追加給付金）支給要件確認書」を送付しておりますので、必要事項を記入の上、同封している返信用封筒により返送してください。

また、本給付金の対象要件を満たしているにも関わらず確認書が届いていない方や、確認書が届いたがこども加算がされていない方等については、住民福祉課窓口にて申請をいただく必要があります。

※ 確認書及び申請書の提出期限は、**令和6年5月31日（金）**です。

支給日

確認書及び申請書の提出後、支給まで概ね2～3週間ほどかかります。

提出書類の審査が完了しましたら、「支給決定通知書」により支給日をお知らせします。

お問い合わせ

留寿都村役場 住民福祉課住民福祉係 ☎0136-46-3131

給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、役場または最寄りの警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。